

(郡山市老人福祉センター条例の一部改正)

第10条 郡山市老人福祉センター条例(昭和41年郡山市条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正後							改正前						
別表(第9条関係) 施設使用料							別表(第9条関係) 1 施設使用料						
室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	(略)	第1教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	(略)
第2教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円		第2教養娯楽室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円		和室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	
学習室	2,300円	2,300円	2,300円	4,600円	4,600円	6,900円	学習室	1,800円	2,600円	3,500円	4,000円	5,500円	6,600円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円	作業室	1,300円	2,000円	2,700円	3,000円	4,300円	5,100円
集会室	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	21,600円	32,400円	集会室	5,200円	7,700円	10,300円	11,700円	16,200円	19,300円
備考 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。							備考 冷暖房実施期間中は、施設使用料の100分の20の額を加算する。						
							2 設備等使用料						
種別		区分			単位		使用料						
音声装置					1式1回		1,000円						
16ミリ映写機					1式1回		2,500円						
持込電気器具		持込電気器具に表示されている消費電力の			1回		100円						
		合計が200ワットを超え500ワット以下の場											
		合											
		持込電気器具に表示されている消費電力の			1回		200円						

合計が500ワットを超え1キロワット以下の場合		
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1キロワットを超え1.5キロワット以下の場合	1回	300円
持込電気器具に表示されている消費電力の合計が1.5キロワットを超える場合	1回	400円

備考

- 1 この表において「1回」とあるのは、午前9時から午後1時まで、午後1時から午後5時まで又は午後5時から午後9時までの使用時間の区分における使用をいう。
- 2 午前9時から午後5時まで又は午後1時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては2回の使用と、午前9時から午後9時までの使用時間の区分における使用にあつては3回の使用として、この表の規定を適用する。